

第27号議案

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p><u>(償還等)</u></p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p><u>(利率)</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p><u>(償還等)</u></p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>